

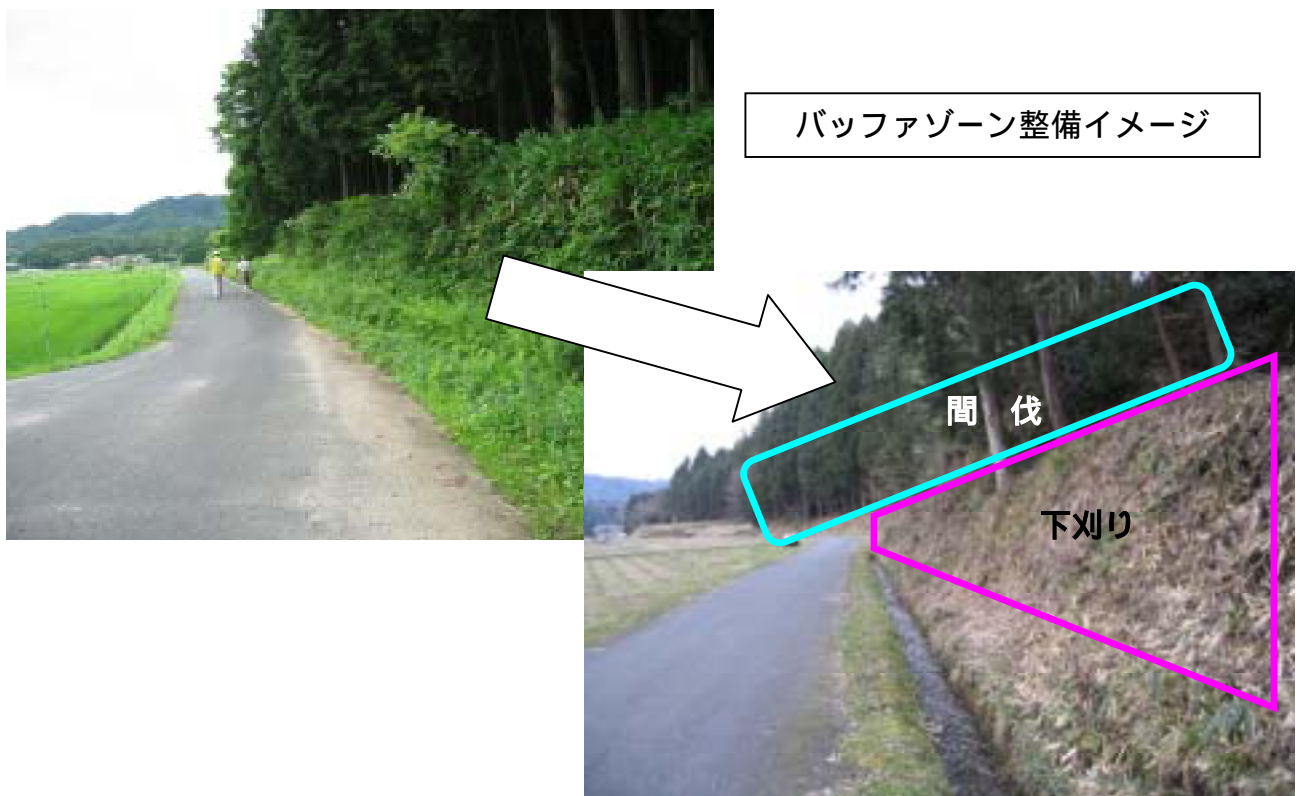
#### 4 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容			
	防除施設種類	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
イノシシ	電気柵・金網柵等	10.0 km	11.0 km	12.5 km
ニホンジカ	電気柵・金網柵等	1.0	1.5	2.0
ニホンザル	サル用金網一体型電気柵	0.2	0.5	1.0

##### (2) その他被害防止に関する取組

対象鳥獣	取組内容
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バッファゾーンの整備 &lt;平成 23 年度～平成 25 年度&gt;</li> <li>・バッファゾーンの効果検証 &lt;平成 23 年度～平成 25 年度&gt;</li> <li>・普及啓発のための現地研修会 &lt;平成 23 年度～平成 25 年度&gt;</li> </ul>
イノシシ	・集落ぐるみの防護柵の設置(集落の農地全体を囲う取組み)に対する普及促進(集落ごとに協議・検討会) <平成 23 年度～平成 25 年度>
ニホンジカ	・集落ぐるみの防護柵の設置(集落の農地全体を囲う取組み)に対する普及促進(集落ごとに協議・検討会) <平成 23 年度～平成 25 年度>
ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・銃器及びロケット花火による追い払いの実施</li> </ul> <p style="text-align: right;">&lt;平成 23 年度～平成 25 年度&gt;</p>



## 5 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 被害防止対策協議会

名称	宮津市野生鳥獣被害対策運営協議会
構成団体等	役割
宮津市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合窓口、総合調整を行う。</li> <li>・事務局を置く。</li> </ul>
宮津地方森林組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組合が実施する施行区域や林業者等からの野生鳥獣被害状況の情報を収集し、山林における野生鳥獣被害の情報提供を行う。</li> <li>・バッファゾーンの整備及び整備後の管理に対する指導・助言を行う。</li> </ul>
(社)京都府猟友会宮津支部猟友会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・狩猟に関する知識・経験を生かし、農家組合等に対する野生鳥獣被害防止対策の指導・助言を行う。</li> <li>・くくりわなの効果的な設置研修会の開催など新規の狩猟免許取得者の育成を行う。</li> <li>・狩猟期間における捕獲鳥獣の情報提供を行う。</li> </ul>
京都農業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農家組合や農家からの野生鳥獣被害状況の情報を収集し、農地における野生鳥獣被害の情報提供を行う。</li> <li>・野生鳥獣被害防止資材等の購入者に対し、効果的な資材及び設置方法等について適切な助言を行う。</li> </ul>
宮津市農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業委員協力員から、野生鳥獣被害状況の情報を収集し、農地における野生鳥獣被害の情報提供を行う。</li> </ul>
農家組合長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集落・地域の農家等からの野生鳥獣被害状況の情報を収集し、農地における野生鳥獣被害の情報提供を行う。</li> <li>・集落が一体となった野生鳥獣被害防止対策に取り組む体制づくりに努める。</li> </ul>
京都府緑の指導員(学識経験者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・狩猟者等からの野生鳥獣被害状況等の情報を収集し、農地における野生鳥獣被害の情報提供を行う。</li> </ul>
宮津警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・猟具の適正な使用等について捕獲班員へ指導・助言を行う。</li> </ul>
京都府(丹後地域野生鳥獣被害対策チーム)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先進的な野生鳥獣被害防止対策の取組み、近隣市町の状況など広域的な視点から情報提供を行う。</li> <li>・野生鳥獣被害現場における技術指導・助言を行う。</li> </ul>



宮津市野生鳥獣被害対策運営協議会

## (2) 関係機関

関係団体の名称	役割
丹後地区農業共済組合	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 共済加入者からの野生鳥獣被害の状況等の情報提供を行う。</li><li>・ 組合が共済加入者等への支援事業として実施する水稻損害防止事業については、本協議会との連携のもと実施する。</li></ul>
丹後地域野生鳥獣広域捕獲協議会	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 県域、市町村域を越えた広域での捕獲の連携を推進する。</li></ul>

## (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成 23 年度に市職員による鳥獣被害対策実施隊を設置を検討し、丹後地域野生鳥獣被害対策チームと連携し、被害調査、有害鳥獣捕獲の支援、追い払い、被害防除技術の普及指導等の活動に従事する。

## (4) その他被害防止施策の実施体制

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第 9 条の規定による鳥獣被害対策実施隊について、宮津市野生鳥獣被害対策運営協議会において、効果やあり方を検討する。

## 6 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

有害鳥獣捕獲従事者は対象鳥獣の捕獲後の処分については、当面、焼却処分及び現地埋設処分を基本とする。

焼却処分する場合は、生ゴミと同様の扱いによるものとするが、周辺環境等を勘案し焼却場へ直接搬入する。

広域の焼却施設及び食肉への有効活用については、施設整備費、加工処理を行う人材等の課題があるため、近隣市町との広域的な連携も視野に入れつつ、先進地視察等の調査・研究を踏まえ検討する。